

# 税務課からのお知らせ

税制改正の主な改正点をお知らせします。

## 個人住民税の住宅ローン控除の延長・拡充

所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）で、所得税から控除しきれなかった額が生じたときは、次の控除限度額の範囲内で平成27年1月に個人住民税から控除されます。

居住年	控除限度額
現行（～平成25年12月）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）
平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）
平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）

※「平成26年4月～平成29年12月」欄の「控除限度額」は、住宅の対価に含まれる消費税などの税率が8%か10%のとき

☎ 税務課市民税係（市役所1階）  
番窓 ☎ 2313331 内線 263・264

## 固定資産税の減額措置の延長・拡充

区分	バリアフリー改修	省エネ改修	耐震改修
対象住宅	平成19年1月1日以前に建てられた住宅のうち、平成28年3月31日（改正前：平成25年3月31日）までの間に、廊下の拡幅・床の段差解消などの改修を行った住宅	平成20年1月1日以前に建てられた住宅のうち、平成28年3月31日（改正前：平成25年3月31日）までの間に、窓・壁・床の断熱などの改修を行った住宅	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅のうち、平成25年1月1日から平成27年12月31日までの間に基準に適合する改修を行った住宅
費用要件	50万円超（改正前30万円以上）		
減額年度	改修後の1年度	改修後の1年度	改修後の1年度※
減額割合	1/3	1/3	1/2

※「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物を改修したときは2年度分

☎ 税務課資産税係（市役所1階）  
番窓 ☎ 2313331 内線 265・266

## 延滞金などの割合の見直し

財務大臣が告示する率（貸出約定平均金利）が1.0%のとき、市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの延滞金利率は14.6%～9.3%（納期限後1カ月以内の場合は、4.3%～3.0%）、還付加算金利率は4.3%～2.0%に平成26年1月1日から引き下げられます。

☎ 税務課納税係（市役所1階）  
番窓 ☎ 2313331 内線 267・268

## 「夜間納税相談窓口」

市では、市役所の開庁時間に来ることができない方向けに、午後8時まで納税相談窓口を開設しています。例えば失業や病気などの事情で、納期限までに市税を納付できない場合などは、早めの相談が大切ですので、ぜひご利用ください。  
※夜間納税相談窓口の開設日は、毎月の広報だて「行事・イベントひろば」をご覧ください。

☎ 税務課納税係  
（市役所1階）番窓 ☎ 内線 267・268

## 室蘭税務署からのお知らせ

事業所得などが発生する業務を行っている白色申告の方で、前々年分または前年分の事業所得、不動産所得や山林所得の合計額が300万円を超える方などが対象になる記帳・帳簿等の保存制度につき、平成26年1月から、事業所得などが発生する業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます）にその適用が拡大されます。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成・受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

☎ 室蘭税務署（☎0143-22-4151）  
国税庁ホームページ  
（http://www.nta.go.jp）



# 青少年指導センターだより

～地域の子どもは地域で見守り育てよう～

伊達市青少年指導センター (☎23-3331 FAX23-1084)



不審者情報メール  
QRコード

## 開放感に浸る「夏」は危険がいっぱい



暖くなると校外で遊ぶ機会も増え、行動範囲が広がります。開放感や高揚感によって、事故や事件の危険性が高まってきます。

### 水の事故

夏は水の事故が増える時期です。海が近かったり、釣りに行ったときなどに暑いと「つい」禁止区域での遊泳ということも考えられます。

### 不審者

例年、夏にかけて増加傾向にあります。遅くに出歩かない、明るい道や人通りの多い道を歩く、防犯ブザーを身に着けるなど自分の身を守ることにについて家庭で話し合いましょう。

### ネット犯罪

目に見えにくいのがインターネットの犯罪やトラブルですが、この手の犯罪をなくすことは難しいものです。特に最近では、携帯電話やスマートフォンなどの普及で、より若年層の子どもたちが巻き込まれるケースが増えています。

世の中、誘惑や欲望が渦巻き、好奇心や出来心での「つい」も考えられます。子どもの安心、安全や非行防止のためにも、地域の大人の「目」や「声」が、必要な時季です。

## 不審者

青少年指導センターでは、学校や市民から不審者情報が寄せられると、その情報を市内全ての小中学校、高校、保育所や幼稚園、伊達警察署などに提供し、注意を促しています。

また、不審者情報メールは、登録している市民の皆さんに一斉配信し、地域の安全を図ることを目的としていますので、不審者情報メールへの登録をお勧めしています。

今年度に入ってから12件の不審者情報が寄せられ、中には逮捕者もいますが、今後も警戒を強めていかなければなりません。一人での行動や夕方遅くの外出を避けるなど、家庭内でも子どもが被害にあわないようご注意ください。

## 伊達市青少年指導センターって？

市が委嘱した34名の指導員が、児童生徒などの青少年の安全・安心の確保と非行防止のために活動しています。

市内各地区で行う巡回指導は、主に児童生徒の下校時にあわせ行っていますが、午前や夕方にも数回行い、事故や事件の未然防止に努めています。

その他にも環境浄化活動、祭典や地区別での巡回パトロールも時期を決め、交替で巡回指導しています。

### 店内を巡回する指導員



### 子どもテレホン相談

青少年指導センターでは、子どもや保護者からのさまざまな相談を専用電話で受け付けています。学校や家庭のこと、勉強、友達、部活動のことなど、どんなことでも結構ですので、お気軽にご相談ください。

☎22-2525  
平日 午前9時から午後5時

### 平成24年度巡回指導回数・人数

通常巡回	194日	532人
地区別巡回	122日	233人
特別巡回	17日	46人
計	333日	811人

※数字はのべ数  
※特別巡回は、祭りや海水浴場の見回りなど

### 平成24年度巡回指導内容

飲酒・喫煙・暴力行為	2件
不純異性行為	3件
交通違反(二人乗り、無灯火等)	43件
不審者	20件
その他	22件

※その他は器物破損や危険行為など